

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項中「第十項」を「第十四項」に改める。

第五十六条の五第一項第一号ア(2)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百七十七条第一号イ」を「第五百十一条第一号イ」に、「第四百四十五条第一項」を「第四百四十九条第一項」に改める。

附則第六条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第七条の三の五中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四第二項中「次条第一項、第五項若しくは第八項」を「次条第二項若しくは第五項」に改める。

附則第八条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「第八項」を「第五項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「第五項」を「第二項」に、「附則第八条第五項」を「附則第八条第二項」に、「附則第八条第六項各号」を「附則第八条第三項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「第八項」を「第五項」に、「附則第八条第八項」を「附則第八条第五項」に、「附則第八条第九項各号」を「附則第八条第六項各号」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第八条の二第二項中「前条第八項」を「前条第五項」に改める。

附則第八条の十中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第八条の十二第二項を削る。

附則第八条の十三第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。附則第八条の十三第五項を削り、同条第六項中「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第九条第一項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項

第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条）」を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号）」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「石油ガス自動車（以下この条）」を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号）」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次項第六号」の下に「及び第三項第三号」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「（自家用乗用車等を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十六条の五第一項第一号ア(1)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第五十六条の五第一項第一号ア(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第一号ア(1)(2)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第五十六条の五第一項第一号ア(2)」を「同条第一項第一号ア(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号ア(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第五十六条の五第一項第二号ア(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号ア

(1)(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「第五十六条の五第一項第三号ア(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第三号ア(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号ア										
第一項第一号イ	七、五〇〇円	二、〇〇〇円								
	八、五〇〇円	二、五〇〇円								
	九、五〇〇円	二、五〇〇円								
	一三、八〇〇円	三、五〇〇円								
	一五、七〇〇円	四、〇〇〇円								
	一七、九〇〇円	四、五〇〇円								
	二〇、五〇〇円	五、五〇〇円								
	二三、六〇〇円	六、〇〇〇円								
	二七、二〇〇円	七、〇〇〇円								
	四〇、七〇〇円	一〇、五〇〇円								
	二五、〇〇〇円	六、五〇〇円								

第一項第二号ア														
三〇、五〇〇円	三六、〇〇〇円	四三、五〇〇円	五〇、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	六五、五〇〇円	七五、五〇〇円	八七、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	六、五〇〇円	九、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一二、〇〇〇円
八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、五〇〇円	一四、五〇〇円	一六、五〇〇円	一九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二七、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、五〇〇円

第一項第二号ウ(2)	第一項第二号イ													
	第一項第二号ウ(1)													
一〇、二〇〇円	一五、一〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一一、五〇〇円	八、〇〇〇円	四、七〇〇円	二九、五〇〇円	二五、五〇〇円
三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、六〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円

第一項第三号ア(1)														
第一項第三号ア(2)														
二〇、六〇〇円	一二、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一七、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	二二、五〇〇円	二五、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、五〇〇円	三二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	五七、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
五、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、五〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、五〇〇円	七、五〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、五〇〇円	一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一六、〇〇〇円

第一項第三号イ														
第一項第四号														
第一項第五号														
三三、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	六五、五〇〇円	七四、〇〇〇円	八三、〇〇〇円	一七、三〇〇円	二三、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	二四、四〇〇円	二八、八〇〇円	三四、八〇〇円	四〇、〇〇〇円	四五、六〇〇円
八、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一二、五〇〇円	一四、五〇〇円	一六、五〇〇円	一八、五〇〇円	二一、〇〇〇円	四、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、五〇〇円	七、五〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、五〇〇円

第一項第六号	五二、四〇〇円		一三、五〇〇円	
	六〇、四〇〇円		一五、五〇〇円	
	六九、六〇〇円		一七、五〇〇円	
	八八、〇〇〇円		二二、〇〇〇円	
第二項第一号	四、五〇〇円		一、五〇〇円	
	六、〇〇〇円		一、五〇〇円	
	三、七〇〇円		一、〇〇〇円	
	四、七〇〇円		一、二〇〇円	
第二項第二号	六、三〇〇円		一、六〇〇円	
	五、二〇〇円		一、三〇〇円	
	六、三〇〇円		一、六〇〇円	
	八、〇〇〇円		二、〇〇〇円	

附則第九条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第五十七条第一項」を「第五十七
 条第一項第一号ア及び第六号ア」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一
 日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の
 自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一
 日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分
 」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第六号ア	第一号ア									
	七、五〇〇円	四、〇〇〇円	八、五〇〇円	五、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円
	四、五〇〇円	二一〇、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円

附則第九条第六項を同条第三項とする。

附則第九条の三第一項中「、第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める。

附則第十一条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。